

給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携に関するFAQ（事業者向け）

（令和6年11月25日）

目次

1 共通	1
問1 給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携とは何ですか。【令和6年11月25日更新】	1
問2 マイナポータル連携とは何ですか。【令和6年11月25日更新】	1
問3 給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携と「日本版記入済み申告」（書かない確定申告）の関係について教えてください。	1
問4 令和6年分の給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携は、いつから利用できるようになりますか。【令和6年11月25日更新】	2
問5 「給与所得の源泉徴収票」がe-Taxで提出されていないと、給与所得の源泉徴収票情報の自動入力はされないのですか。	2
問6 「給与支払報告書」の情報は自動入力の対象となりますか。【令和6年11月25日更新】	2
問7 「給与所得の源泉徴収票」のどの情報が自動入力の対象となりますか。	3
問8 給与所得の源泉徴収票情報の自動入力を利用するために、何か事前に準備をする必要はありますか。	4
2 事業者向け	5
(1) 給与所得の源泉徴収票の提出範囲	5
問1 税務署に提出する給与所得の源泉徴収票の範囲を教えてください。	5
問2 支払金額が500万円以下の給与所得の源泉徴収票をe-Tax（地方税ポータルシステム（eLTAX）を含みます。）又は認定クラウド等で提出した場合、マイナポータル連携の対象となりますか。	5
(2) 給与所得の源泉徴収票の提出方法	6
問1 どのような提出方法で提出すれば給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータルに連携されるのでしょうか。	6
問2 書面や光ディスク等の方法で提出した給与所得の源泉徴収票は自動入力の対象となりますか。	6
問3 書面や光ディスク等で提出した給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象とならないのはなぜですか。	6
問4 地方税ポータルシステム（eLTAX）で提出した給与所得の源泉徴収票は自動入力の対象となりますか。	6
問5 法定調書の合計表はe-Taxで提出していますが、給与所得の源泉徴収票は光ディスクで提出しました。その場合は給与情報の自動入力の対象となるのでしょうか。	7

問 6	市販の会計ソフト等を使用して給与所得の源泉徴収票を e-Tax で提出した場合は、マイナポータル連携の対象となるのでしょうか。	7
問 7	e-Tax で給与所得の源泉徴収票を提出した後、訂正のために税務署に赴いて直接給与所得の源泉徴収票を提出した場合、どうなりますか。	8
	〈e-Tax〉	8
問 8	給与所得の源泉徴収票の e-Tax ソフト (WEB 版) での提出方法を教えてください。	8
問 9	給与所得の源泉徴収票は一度に何枚まで e-Tax で送信できますか。【令和 6 年 11 月 25 日更新】	8
問 10	e-Tax ソフト (WEB 版) で CSV ファイルを利用して給与所得の源泉徴収票を作成・提出しようと考えていますが、CSV ファイルのレコードに「支払を受ける者」の「フリガナ」を記載する項目はありますか。	9
問 11	給与所得の源泉徴収票の摘要欄にどのような記載ができるかについては手引き等で示されていますが、給与所得の源泉徴収票の摘要欄に当該従業員の源泉徴収票を「e-Tax で税務署長へ提出している」旨 (手引き等で示されていない内容) を入力して提出・交付することは可能でしょうか。入力可能な場合、どのように入力すればよいでしょうか。	9
	〈eLTAX〉	9
問 12	市区町村に提出する給与支払報告書を eLTAX の作成ソフト PCdesk (対応税務ソフトを含みます。) を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができますが、その場合でも給与情報の自動入力の対象となりますか。	9
問 13	地方税ポータルシステム (eLTAX) で給与所得の源泉徴収票を提出した場合、e-Tax にはどのくらいのタイミングで連携されるのでしょうか。	9
問 14	地方税ポータルシステム (eLTAX) で電子的提出一元化機能を利用せず、給与支払報告書のみを各市区町村に提出した場合でも、給与情報の自動入力の対象となりますか。	9
	〈認定クラウド等〉	10
問 15	クラウドサービス等を利用した提出方法を教えてください。	10
(3) 給与所得の源泉徴収票の入力項目		10
問 1	給与情報をマイナポータルに連携するために、給与所得の源泉徴収票を作成する際に留意すべきことはありますか。	10
問 2	マイナンバーの提供を受けられない従業員については、給与所得の源泉徴収票にその従業員のマイナンバーを入力して提出することができませんが、このような場合でもマイナポータル連携の対象となるのでしょうか。	11
問 3	誤った内容の給与所得の源泉徴収票を提出した場合、自動入力される情報はどのようなのですか。	11
(4) その他		11

- 問1 いつまでに提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となりますか。【令和6年11月25日更新】11
- 問2 給与所得の源泉徴収票のe-Taxでの提出は義務でしょうか。12
- 問3 提出を要しないこととされている500万円以下の給与所得の源泉徴収票を任意で提出した場合、翌々年の法定調書の提出の際には、当該任意提出分の枚数も含めて電子的提出義務の判定を行うこととなるのでしょうか。12
- 問4 提出を要しないこととされている500万円以下の給与所得の源泉徴収票を任意で提出した場合、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表」に係る「⑧源泉徴収票を提出するもの」欄に含めて記載するのでしょうか。12
- 問5 給与所得の源泉徴収票以外の法定調書は自動入力の対象とならないのですか。12
- 問6 国に給与所得の源泉徴収票を提出すれば、市区町村へ給与支払報告書は提出不要でしょうか。13
- 問7 給与所得の源泉徴収票については、事業者から納税者へ交付義務があるかと思いますが、今回の手続で給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出した場合は、事業者から従業員へ交付されたものとみなされるのでしょうか。13
- 問8 給与所得の源泉徴収票がマイナポータル連携できるように、e-Taxで給与所得の源泉徴収票の提出を検討しています。e-Taxにはデータの上限(20MB(目安6,900枚程度))があるとのことですが、上限を超える場合は、提出できないのでしょうか。13
- 問9 従業員から、給与所得の源泉徴収票の税務署への提出方法がe-Taxか否か等について問合せがあった場合、回答しないといけないのでしょうか。14
- 問10 従業員から、自分の給与所得の源泉徴収票が税務署へ提出されているのかについて問合せがあった場合、回答しないといけないのでしょうか。14
- 問11 給与所得の源泉徴収票を光ディスク等で提出する場合の、CSVレコードフォーマットに「支払を受ける者」の「フリガナ」の項目が追加された理由を教えてください。14

1 共通

問1 給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携とは何ですか。【令和6年11月25日更新】

- 所得税の確定申告において、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用して e-Tax で申告する際、お勤め先（給与等の支払者）から税務署に提出された「給与所得の源泉徴収票」の情報を、マイナポータル経由で取得し、確定申告書の該当項目に自動で入力するものです。
- 「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署に「給与所得の源泉徴収票」（令和6年1月以降に提出された令和5年分以後の年分のものに限ります。）を e-Tax 又は認定クラウド等により提出していることなど、一定の条件に該当することが必要です（「給与所得の源泉徴収票」には、「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出基準があります。）。
- また、給与所得の源泉徴収票情報の取得に当たっては、申告される方が、あらかじめ e-Tax のマイページにおいて、情報の取得を希望する旨の登録を行うとともに、マイナンバー等の提供を行っていただくことが必要となります。

問2 マイナポータル連携とは何ですか。【令和6年11月25日更新】

- マイナポータル連携とは、所得税確定申告や年末調整等の手続において、マイナポータル経由で、給与所得の源泉徴収票や、控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能です。
- 所得税確定申告の手続の場合は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、この機能をご利用になれます（マイナンバーカードを利用して e-Tax で確定申告書を提出する場面に限ります。）。
- 詳しくは、国税庁ホームページ「[マイナポータル連携特設ページ](#)」をご覧ください。

問3 給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携と「日本版記入済み申告」（書かない確定申告）の関係について教えてください。

- 「[税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023](#)」においては、納税者の利便性の向上施策として、申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を目指すこととして

います。

- 給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携は、上記「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の実現に向けた一施策として、実施するものです。

問4 令和6年分の給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携は、いつから利用できるようになりますか。【令和6年11月25日更新】

- 令和7年2月から、令和6年分の給与所得の源泉徴収票情報をマイナポータル連携で利用できるようになります。
- 利用に当たっては、申告される方が、あらかじめマイナポータルとe-Taxの連携設定のほか、e-Taxのマイページにおいて、情報の取得を希望する旨の登録を行うとともに、マイナンバー等の提供を行っていただくことが必要となります。
- また、お勤め先（給与等の支払者）が税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」については、翌年の1月31日が提出期限となっているため、申告される方の「給与所得の源泉徴収票」がe-Tax又は認定クラウド等により税務署に提出され次第、順次、給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携が利用可能となります。

問5 「給与所得の源泉徴収票」がe-Taxで提出されていないと、給与所得の源泉徴収票情報の自動入力はされないのですか。

- 給与所得の源泉徴収票情報が自動入力の対象となるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署に、従業員の方（申告される方）の「給与所得の源泉徴収票」をe-Tax又は認定クラウド等により提出する必要があります。
- また、地方税ポータルシステム（eLTAX）の「電子的提出一元化機能」により、「給与支払報告書」と「給与所得の源泉徴収票」のデータを各市区町村と所轄税務署に一括提出した場合も自動入力の対象となります。
- 書面や光ディスク等で「給与所得の源泉徴収票」を提出した場合は、自動入力の対象とはなりません。

問6 「給与支払報告書」の情報は自動入力の対象となりますか。【令和6年11月25日更新】

- お勤め先（給与等の支払者）から税務署にe-Tax又は認定クラウド等で提出された「給与所得の源泉徴収票」の情報のみが自動入力の対象となります。
- したがって、お勤め先（給与等の支払者）から市区町村に対して提出された「給与支払報告書」の情報は、マイナポータル連携による自動入力の対象とはなりません。
- なお、令和5年度税制改正において、「給与等の支払者が給与所得の源泉徴収票

に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなす」などの改正がされたことに伴い、地方税ポータルシステム（eLTAX）により市区町村へ提出された給与支払報告書の情報が市区町村から国（税務署）へ提供されることを前提として、給与支払報告書の情報についても、令和9年2月からマイナポータル連携による自動入力の対象とすることを予定しております。

【現在の取扱い】

	給与所得の源泉徴収票	給与支払報告書
提出先	国（税務署）	市区町村
提出範囲	年間の給与等の支払金額が500万円を超えるものなど （※）詳細は 2(1)問1 をご参照ください。	金額基準なく提出 （※）中途退職者に対する30万円以下の支払は除きます。
マイナポータル連携による自動入力	対象 （※）給与等の支払者がe-Tax又は認定クラウド等で提出していることなど、一定の条件に該当することが必要です。	対象外 （※）令和5年度税制改正において、「給与等の支払者が給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなす」などの改正がされたことに伴い、地方税ポータルシステム（eLTAX）により市区町村へ提出された給与支払報告書の情報が市区町村から国（税務署）へ提供されることを前提として、給与支払報告書の情報についても、令和9年2月からマイナポータル連携による自動入力の対象とすることを予定しております。

問7 「給与所得の源泉徴収票」のどの情報が自動入力の対象となりますか。

- 「給与所得の源泉徴収票」のうち、申告される方（「支払を受ける者」）の住所、氏名、マイナンバーや控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び支払者のマイナンバー又は法人番号などを除く情報が連携の対象となり、連携された情報のうち、確定申告に必要な項目が自動入力の対象となります。

2 事業者向け

(1) 給与所得の源泉徴収票の提出範囲

問1 税務署に提出する給与所得の源泉徴収票の範囲を教えてください。

- 税務署に提出する給与所得の源泉徴収票は、例えば、年末調整したもので給与等の支払金額が500万円を超えるものなどが対象となっています。
- 給与所得の源泉徴収票の提出範囲の詳細は以下のとおりです。

【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】

受給者の区分		提出範囲
年末調整をしたもの	(1)法人（人格のない社団等を含みます。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である方）及び現に役員をしていなくても令和5年中に役員であった方	令和5年中の給与等の支払金額が150万円を超えるもの
	(2)弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する方）	令和5年中の給与等の支払金額が250万円を超えるもの
	(3) 上記(1)及び(2)以外の方	令和5年中の給与等の支払金額が500万円を超えるもの
年末調整をしなかったもの	(4) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した方	イ 令和5年中に退職した方、災害により被害を受けたため、令和5年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた方 ロ 主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった方
	(5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった方（月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）	令和5年中の給与等の支払金額が50万円を超えるもの

問2 支払金額が500万円以下の給与所得の源泉徴収票を e-Tax（地方税ポータルシステム（eLTAX）を含みます。）又は認定クラウド等で提出した場合、マイナポータル連携の対象となりますか。

- 税務署に提出する給与所得の源泉徴収票は、例えば、年末調整したもので給与等の支払金額が500万円を超えるものなどが対象となっています。
- 一方、支払金額が500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、任意で e-Tax（地方税ポータルシステム（eLTAX）を含みます。）又は認定クラウド等によ

り提出された場合はマイナポータル連携の対象となります。

(2) 給与所得の源泉徴収票の提出方法

問1 どのような提出方法で提出すれば給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータルに連携されるのでしょうか。

- マイナポータルに連携される給与所得の源泉徴収票は、事業者の方が e-Tax（地方税ポータルシステム（eLTAX）を含みます。）又は認定クラウド等で税務署に提出したもののみが対象となります。
- なお、従業員の方が給与所得の源泉徴収票情報を取得するには、あらかじめ e-Tax のマイページにおいて、情報の取得を希望する旨の登録を行うとともに、マイナンバー等の提供を行っていただくことが必要となります。マイナンバー等の変更がない限り、初回のみの手続となります。

問2 書面や光ディスク等の方法で提出した給与所得の源泉徴収票は自動入力の対象となりますか。

- 給与所得の源泉徴収票を書面や光ディスク等で提出した場合は、自動入力の対象となりません。

問3 書面や光ディスク等で提出した給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象とならないのはなぜですか。

- 従業員の方に対して確定申告までに事業者の方が提出した給与所得の源泉徴収票の情報を速やかに連携する必要がありますが、情報連携に時間を要する書面や光ディスク等で提出した場合には対象となりません。

問4 地方税ポータルシステム（eLTAX）で提出した給与所得の源泉徴収票は自動入力の対象となりますか。

- 地方税ポータルシステム（eLTAX）により税務署に提出した給与所得の源泉徴収票も、自動入力の対象となります。

※ 地方税ポータルシステム（eLTAX）により税務署に給与所得の源泉徴収票を提出するには、「電子的提出一元化機能」を利用して、給与所得の源泉徴収票と給与支払報告書のデータを同時に作成し、所轄税務署と各市区町村にそれぞれ提出することとなります。

- ただし、地方税ポータルシステム（eLTAX）で各市区町村に給与支払報告書を提出しただけでは、税務署に給与所得の源泉徴収票が提出されていないため、給与情報の自動入力の対象とはなりません。

※ 令和5年度税制改正において、「給与等の支払者が給与所得の源泉徴収票に記載すべき

一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなす」などの改正がされたことに伴い、地方税ポータルシステム（eLTAX）により市区町村へ提出された給与支払報告書の情報が市区町村から国（税務署）へ提供されることを前提として、給与支払報告書の情報についても、令和9年2月からマイナポータル連携による自動入力の対象とすることを予定しております。

【現在の取扱い】

提出方法	マイナポータル連携による自動入力	
	給与所得の源泉徴収票	給与支払報告書
e-Tax 又は認定クラウド等	対象	対象外 (※) 令和5年度税制改正において、「給与等の支払者が給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなす」などの改正がされたことに伴い、地方税ポータルシステム（eLTAX）により市区町村へ提出された給与支払報告書の情報が市区町村から国（税務署）へ提供されることを前提として、給与支払報告書の情報についても、令和9年2月からマイナポータル連携による自動入力の対象とすることを予定しております。
地方税ポータルシステム（eLTAX）	対象 (※) 「電子的提出一元化機能」を利用して、給与所得の源泉徴収票と給与支払報告書のデータを同時に作成し、所轄税務署と各市区町村にそれぞれ提出します。	
書面・光ディスク等	対象外	

問5 法定調書の合計表は e-Tax で提出していますが、給与所得の源泉徴収票は光ディスクで提出しました。その場合は給与情報の自動入力の対象となるのでしょうか。

- 法定調書合計表のみを e-Tax で提出し、給与所得の源泉徴収票を e-Tax（地方税ポータルシステム（eLTAX）を含みます。）又は認定クラウド等で提出していない場合は、自動入力の対象とはなりません。

問6 市販の会計ソフト等を使用して給与所得の源泉徴収票を e-Tax で提出した場合は、マイナポータル連携の対象となるのでしょうか。

- 市販の会計ソフト等を利用していても、国税庁の仕様に適合した XML ファイルにより e-Tax で提出されていれば、マイナポータル連携の対象となります。

問7 e-Tax で給与所得の源泉徴収票を提出した後、訂正のために税務署に赴いて直接給与所得の源泉徴収票を提出した場合、どうなりますか。

- 訂正分の給与所得の源泉徴収票を e-Tax（地方税ポータルシステム（eLTAX）を含みます。）又は認定クラウド等以外の方法で税務署に提出された場合、訂正された情報は連携されないため、従業員の方のマイナポータルには、訂正前の給与情報が連携されることとなります。
- 従業員に対しても訂正前の給与所得の源泉徴収票を交付している場合は、従業員の方に対して、正しい給与所得の源泉徴収票を交付の上、確定申告する際には正しい給与所得の源泉徴収票に基づき入力していただくことになる旨お伝えいただくようお願いします。

〈e-Tax〉

問8 給与所得の源泉徴収票の e-Tax ソフト（WEB 版）での提出方法を教えてください。

- 初めて e-Tax ソフト（WEB 版）を利用するには、事前準備が必要となります。
- 詳しくは、以下のホームページをご覧ください。
(参考) <https://www.nta.go.jp/users/gensen/hotei/index.htm>

問9 給与所得の源泉徴収票は一度に何枚まで e-Tax で送信できますか。【令和6年11月25日更新】

- e-Tax ソフト（WEB 版）で作成できる法定調書のデータの上限は、データサイズ 20MB（目安 6,900 枚程度）となっています。
- 6,900 枚を超える場合は、お手数ですが、分割して送信していただくようお願いします。
- なお、CSV ファイルを読み込んで e-Tax ソフト（WEB 版）で送信する際、CSV ファイルのレコード数が送信上限を超えている場合には、e-Tax ホームページに掲載している「CSV ファイル等作成・分割ツール」をご利用いただくことで、CSV ファイルを送信可能な件数まで分割することができます。
「CSV ファイル等作成・分割ツール」の利用もご検討ください。
(参考) https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftweb/hoteichosho/csv_tool.htm
- また、市区町村に提出する給与支払報告書を地方税ポータルシステム（eLTAX）の作成ソフト PCdesk（対応税務ソフトを含みます。）を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができますので、地方税ポータルシステム（eLTAX）の利用もご検討ください。

問10 e-Tax ソフト (WEB 版) で CSV ファイルを利用して給与所得の源泉徴収票を作成・提出しようと考えていますが、CSV ファイルのレコードに「支払を受ける者」の「フリガナ」を記載する項目はありますか。

- 本施策において必要な項目となったため、CSV ファイルのレコードに「支払を受ける者」の「フリガナ」を記載する項目を追加しています。
- 追加した後の CSV ファイルのレコードは、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。
(参考) [法定調書 CSV ファイル作成用 標準フォーム](#)

問11 給与所得の源泉徴収票の摘要欄にどのような記載ができるかについては手引き等で示されていますが、給与所得の源泉徴収票の摘要欄に当該従業員の源泉徴収票を「e-Tax で税務署長へ提出している」旨 (手引き等で示されていない内容) を入力して提出・交付することは可能でしょうか。入力可能な場合、どのように入力すればよいでしょうか。

- 給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「e-Tax で税務署長へ提出している」旨 (手引き等で示されていない内容) を入力して提出・交付することは可能です。
- なお、ご利用されるソフト等によって文字数制限が異なるため、入力に当たっては、5 人目以降の控除対象扶養親族の氏名など、手引き等で示している入力すべき項目を入力した上で、入力できる範囲で入力いただくようお願いします。

〈eLTAX〉

問12 市区町村に提出する給与支払報告書を eLTAX の作成ソフト PCdesk (対応税務ソフトを含みます。) を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができますが、その場合でも給与情報の自動入力の対象となりますか。

- 地方税ポータルシステム (eLTAX) により、給与支払報告書と給与所得の源泉徴収票のデータを同時に作成し、各市区町村と所轄税務署にそれぞれ提出する場合、自動入力の対象となります。

問13 地方税ポータルシステム (eLTAX) で給与所得の源泉徴収票を提出した場合、e-Tax にはどのくらいのタイミングで連携されるのでしょうか。

- 地方税ポータルシステム (eLTAX) で給与所得の源泉徴収票を提出した場合、e-Tax には即時情報が連携されます。

問14 地方税ポータルシステム (eLTAX) で電子的提出一元化機能を利用せず、給与支払報告書のみを各市区町村に提出した場合でも、給与情報の自動入力の対象となります

か。

- 電子的提出一元化機能を利用せず、地方税ポータルシステム（eLTAX）で各市区町村に給与支払報告書を提出しただけでは、税務署に給与所得の源泉徴収票が提出されていないため、給与情報の自動入力の対象とはなりません。
- 給与情報の自動入力の対象となるには、電子的提出一元化機能を利用し、地方税ポータルシステム（eLTAX）で各市区町村に提出する給与支払報告書と税務署に提出する給与所得の源泉徴収票を同時に作成し、それぞれ提出する必要があります。
- ※ 令和5年度税制改正において、「給与等の支払者が給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなす」などの改正がされたことに伴い、地方税ポータルシステム（eLTAX）により市区町村へ提出された給与支払報告書の情報が市区町村から国（税務署）へ提供されることを前提として、給与支払報告書の情報についても、令和9年2月からマイナポータル連携による自動入力の対象とすることを予定しております。

〈認定クラウド等〉

問15 クラウドサービス等を利用した提出方法を教えてください。

- 法定調書の提出者が、①認定クラウド等の提出領域に法定調書データを記録し、②税務署長に対して当該データを閲覧し及び e-Tax に記録する権限を付与することにより、法定調書の提出を行うものです。
- クラウドサービス等を利用して法定調書を提出するためには、法定調書の提出者が「認定特定電子計算機による申請等の開始（変更）届出書」を所轄の税務署長に提出する必要があります。
- なお、認定クラウド等とは、国税庁告示で定める要件に適合することにつき、クラウドサービス事業者等が国税庁長官の認定を受けているクラウドサービス等で、法定調書の提出に利用されているものをいいます。
- 国税庁が認定している事業者は、以下の国税庁ホームページの「4 認定クラウドサービスの公表について」に記載しております。
(参考) [クラウドサービス等を利用した法定調書の提出について](#)
- 認定クラウドの利用方法等につきましては、お手数ですが、各事業者に確認をお願いします。

(3) 給与所得の源泉徴収票の入力項目

問1 給与情報をマイナポータルに連携するために、給与所得の源泉徴収票を作成する際に留意すべきことはありますか。

- 給与情報がマイナポータルに連携されるには、従業員の方の給与所得の源泉徴収

票に「マイナンバー」、「氏名（フリガナを含みます。）」、「住所」、「生年月日」等の情報が適切に記載されている必要があります。

- 記載に誤りや不足・不備がある場合、給与情報が連携されないためご注意ください。

※ 給与所得の源泉徴収票に従業員の方の氏名のフリガナを記載する際は、カタカナで記載するようお願いいたします。アルファベットやひらがな、記号等のカタカナ以外の文字を記載した場合は、給与情報が連携されないためご注意ください。

- また、本施策では、事業者の方から提出された給与所得の源泉徴収票情報をそのまま従業員の方へ連携することから、仮に、提出された給与所得の源泉徴収票の情報が誤っている場合や従業員の取違いがあった場合、国税当局から連携する給与所得の源泉徴収票情報も誤った情報が連携されてしまうおそれがあるので、記載に誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

問2 マイナンバーの提供を受けられない従業員については、給与所得の源泉徴収票にその従業員のマイナンバーを入力して提出することができませんが、このような場合でもマイナポータル連携の対象となるのでしょうか。

- 給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータルに連携されるには、従業員の方の給与所得の源泉徴収票に「マイナンバー」、「氏名（フリガナを含みます。）」、「住所」、「生年月日」等の情報が誤り等なく入力されている必要があります。
- したがって、「マイナンバー」の入力のない従業員の方の給与所得の源泉徴収票は、e-Tax（地方税ポータルシステム（eLTAX）を含みます。）又は認定クラウド等で提出されていても、マイナポータル連携の対象となりませんのでご注意ください。

問3 誤った内容の給与所得の源泉徴収票を提出した場合、自動入力される情報はどのようなのですか。

- 誤った内容の給与所得の源泉徴収票を提出した後、訂正した内容を提出しなかった場合には、誤った内容の給与所得の源泉徴収票の情報が自動入力の対象となります。
- 記載誤り等がないようご注意くださいとともに、誤り等が判明した場合には早期に訂正をお願いします。

(4) その他

問1 いつまでに提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となりますか。【令

【令和6年11月25日更新】

- 給与所得の源泉徴収票を含む令和6年分の法定調書の提出期限は令和7年1月31日（金）となりますので期限までに提出をお願いいたします。
- 提出期限までに e-Tax（地方税ポータルシステム（eLTAX）を含みます。）又は認定クラウド等で提出された給与所得の源泉徴収票については自動入力の対象となります。
- また、訂正分等や期限後に提出されたものであっても、e-Tax（地方税ポータルシステム（eLTAX）を含みます。）又は認定クラウド等で提出された給与所得の源泉徴収票については、自動入力の対象となります。

問2 給与所得の源泉徴収票の e-Tax での提出は義務でしょうか。

- 前々年の提出すべきであった給与所得の源泉徴収票の枚数が 100 枚以上である場合には、e-Tax（地方税ポータルシステム（eLTAX）を含みます。）、光ディスク等又は認定クラウド等での提出が必要です。

問3 提出を要しないこととされている500万円以下の給与所得の源泉徴収票を任意で提出した場合、翌々年の法定調書の提出の際には、当該任意提出分の枚数も含めて電子的提出義務の判定を行うこととなるのでしょうか。

- 前々年の提出すべきであった給与所得の源泉徴収票の枚数が 100 枚以上である場合は、e-Tax（地方税ポータルシステム（eLTAX）を含みます。）、光ディスク等又は認定クラウド等での提出が義務化されています。
- 義務化の判定に当たっては、税務署に提出すべきであった給与所得の源泉徴収票の枚数に基づくため、任意で提出した枚数は判定から除かれます。

問4 提出を要しないこととされている500万円以下の給与所得の源泉徴収票を任意で提出した場合、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表」に係る「㊸源泉徴収票を提出するもの」欄に含めて記載するのでしょうか。

- 「㊸源泉徴収票を提出するもの」欄には、「給与所得の源泉徴収票」を税務署に提出するものについて記載する必要がありますので、提出を要しないこととされている 500 万円以下の給与所得の源泉徴収票を任意で提出した場合、それを含めて記載していただくようお願いします。

問5 給与所得の源泉徴収票以外の法定調書は自動入力の対象とならないのですか。

- 当該施策においては、給与所得の源泉徴収票以外の法定調書は自動入力の対象と

はなりません。

- なお、確定申告において、「マイナポータル連携」を利用することで、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」から、様々な控除証明書等の情報について、一括で取得し、申告書等の該当項目に自動入力することができます。
- 詳しくは、以下のホームページをご覧ください。
(参考) [マイナポータル連携特設ページ](#)

問6 国に給与所得の源泉徴収票を提出すれば、市区町村へ給与支払報告書は提出不要でしょうか。

- 税務署に提出する給与所得の源泉徴収票は、例えば、年末調整したもので給与等の支払金額が500万円を超えるものなどが対象となっています。
- 一方で、市区町村へ提出する給与支払報告書については、原則、全て提出する必要があります(退職した方に対する給与等の支払金額が30万円以下の場合は、提出を省略することができます。)
- 以上のことから、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出しても、市区町村に対しては給与支払報告書の提出は必要です。

※ 令和5年度税制改正において、「給与等の支払者が給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなす」などの改正がされたことに伴い、地方税ポータルシステム(eLTAX)により市区町村へ提出された給与支払報告書の情報が市区町村から国(税務署)へ提供されることを前提として、給与支払報告書の情報についても、令和9年2月からマイナポータル連携による自動入力の対象とすることを予定しております。

問7 給与所得の源泉徴収票については、事業者から納税者へ交付義務があるかと思いますが、今回の手続で給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出した場合は、事業者から従業員へ交付されたものとみなされるのでしょうか。

- マイナポータル連携の手続については、e-Taxによる確定申告で使用可能なデータを連携するための手続になりますので、事業者の方から従業員への交付手続を不要とするものではありません。
- マイナポータル連携の手続を行った場合にも、従業員の方への給与所得の源泉徴収票の交付は必要です。

問8 給与所得の源泉徴収票がマイナポータル連携できるように、e-Taxで給与所得の源泉徴収票の提出を検討しています。e-Taxにはデータの上限(20MB(目安6,900枚

程度)) があるとのことですが、上限を超える場合は、提出できないのでしょうか。

- e-Tax ソフト (WEB 版) で作成可能なデータの上限は、データサイズ 20MB (目安 6,900 枚程度) となっています。
- 上限を超える場合は、お手数ですが、データを分割し送信していただくようお願いいたします。
- なお、市区町村に提出する給与支払報告書を地方税ポータルシステム (eLTAX) の作成ソフト PCdesk (対応税務ソフトを含みます。) を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができますので、地方税ポータルシステム (eLTAX) の利用もご検討ください。

問9 従業員から、給与所得の源泉徴収票の税務署への提出方法が e-Tax か否か等について問合せがあった場合、回答しないといけないのでしょうか。

- 給与所得の源泉徴収票の税務署への提出方法について、従業員の方から税務署にお問い合わせいただいてもお答えすることができませんので、回答していただくようお願いいたします。

問10 従業員から、自分の給与所得の源泉徴収票が税務署へ提出されているのかについて問合せがあった場合、回答しないといけないのでしょうか。

- 給与所得の源泉徴収票の税務署への提出有無について、従業員の方から税務署にお問い合わせいただいてもお答えすることができませんので、回答していただくようお願いいたします。

問11 給与所得の源泉徴収票を光ディスク等で提出する場合の、CSVレコードフォーマットに「支払を受ける者」の「フリガナ」の項目が追加された理由を教えてください。

- マイナポータルに連携される給与所得の源泉徴収票は、事業者の方が e-Tax (地方税ポータルシステム (eLTAX) を含みます。) 又は認定クラウド等で税務署に提出したもののみが対象となります。
- 給与所得の源泉徴収票を、
 - ・ e-Tax ソフト (WEB 版) で CSV ファイルを読み込んで作成・提出する場合、
 - ・ 認定クラウド等で提出する場合の CSV ファイルのレコードフォーマットは光ディスク等で提出する場合のレコードフォーマットに準拠しているため、上記の提出方法で「給与所得の源泉徴収票」が提出された場合、「給与情報」をマイナポータル経由で納税者へ正確に情報

連携するために、「給与所得の源泉徴収票」の光ディスク等で提出する場合のレコードフォーマットに「支払を受ける者」の「フリガナ」を追加したものです。